

一年以上の者は六十パー分

一年未満の者は増す毎に二十パー分増加

勤続多量

勤続二年以上半歳以上勤続したる者は本職工と同じ

勤続多量を支給するに当り、勤続二年以上勤続したる者には勤

続多量(職首職工)の半額を支給する

割増金額

従来職工は満額制度なりしかは月収は賃金の俵なり

たらし、最近以来、日給制度となりたるため収入少く以後

日給の割増も割増するに當り、賃金支給は月未一回

なりしを月二回に支拂するなり。

早